佐賀県告示第306号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から 次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和2年12月8日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字市川字土穴 103 番 7、103 番 15、103 番 40、154 番 57、154 番 62、154 番 65、154 番 66、154 番 81、191 番 4、191 番 16、261 番 1

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及 び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)